

令和8年度内定者交流会及び県外出身大学生向けバスツアー実施業務企画提案に関する質問への回答

No.	質問	回答
1	・募集、申込受付の方法や媒体は全て受注者側の提案によるものという認識で間違いないか	お見込みのとおりです。
2	・バスツアー催行にあたって参加費の徴収についての規定はあるか（徴収有無も提案による、いかなる場合も徴収不可など）	参加費の徴収は行わないので、全て委託料に含めてください。
3	・参加人数について下限はあるか	こちらが想定している人数及び回数は仕様書のとおりですが、それ以外の提案を妨げるものではありませんので、より高い効果が期待できる場合には、提案に含めてください。
4	・内容3に記載のある「若手職員や事業担当職員との交流」についての調整は発注者が行うのか	交流企画の内容については受注者に検討していただきます。 対応人員等の調整については、訪問先が県職員が勤務する施設で、交流相手が県職員の場合は、発注者が行いますが、それ以外の場合は受注者が行ってください。
5	・内容6に記載の「お土産」について、参加者に対して具体的な物品の配布が必須となるのか、単に例として記載されているだけなのか	「お土産」の配布は必須ではありません。昼食又はお土産（両方でも可）によって宮城県の魅力が伝わるように工夫した行程を検討願います。 参考までに、令和7年度は、宮城県ならではのものが食べられるお店を行程（昼食）に含めていました。
6	・内容6に記載の「お土産」について、配布する場合に金額の上下限はあるか	上限・下限は具体的に設定していませんが、行政主催のバスツアーであることを踏まえ、過剰にならないよう適切に検討願います。